

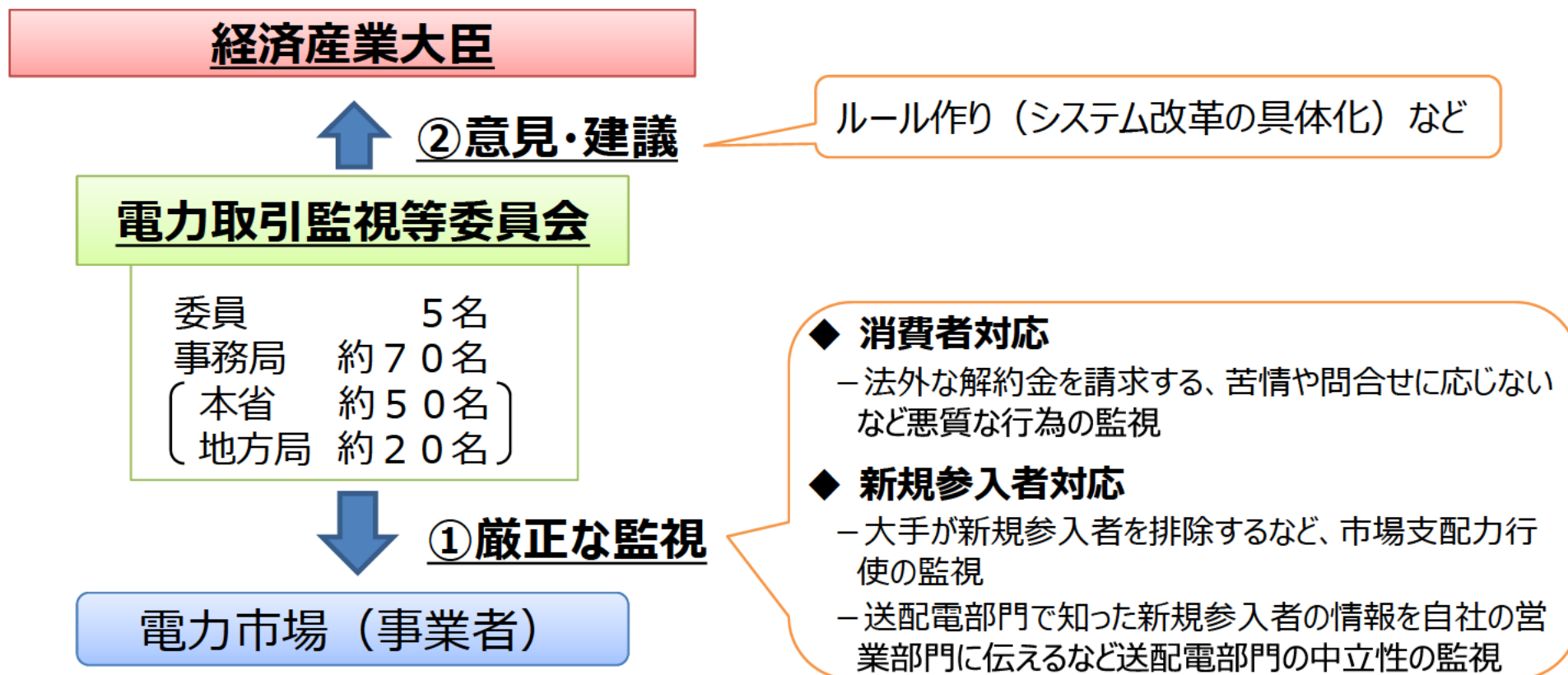
電力小売の全面自由化について

平成 2 8 年 1 月

経済産業省電力取引監視等委員会

電力取引監視等委員会とは

- 電力市場において健全な競争が促されるよう、市場の監視機能を強化するため、経済産業大臣直属の組織として、2015年9月に設立。
- ①適正な取引が行われているか厳正な「監視」を行うほか、②必要なルール作りなどに関して経産大臣へ「意見・建議」を行う。



本年4月1日から電力の小売全面自由化が始まります！

1

家庭でも電力会社を選べるようになります。

「〇〇地方出身だから〇〇地方の電力会社から買いたい」「今より安い電力会社に乗り換えたい」全国レベルで自由に電気を売れるようにすることで、そんな声に応えます。

2

電気代を少しでも安く。

電力会社がもっと競争することで、発電用の燃料コストが上昇する中でも、電気代を最大限抑制します。

3

我慢の節電から、ライフスタイルに合わせた節電へ。

夏のお昼など、電気の使用のピークの時だけ料金が高くなり、他の時間帯は安くなる料金メニューが選べるように。無理なく省エネができて、お財布にもやさしい節電へ。

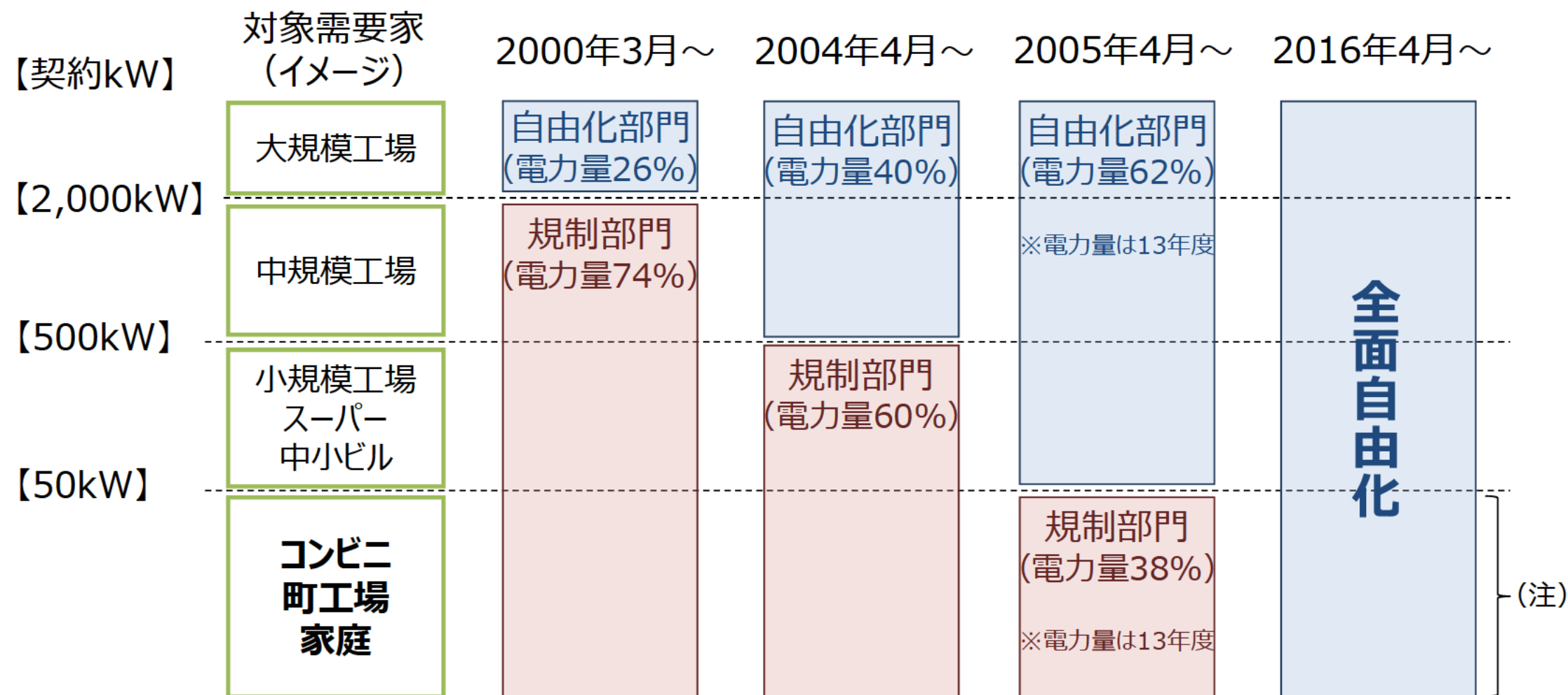
4

企業にとっても電気の選択肢が増えます。

コンビニや町工場でも電力会社やメニューを自由に選べるようになります。

我が国ではこれまで段階的に自由化を進めてきました

- 2000年以降、電力小売について段階的に自由化（新規参入）を実施。
- 2016年4月からは、一般家庭・コンビニ等向けへの新規参入が可能。一般家庭を含む全ての需要家が電力会社や料金メニューを自由に選択可能。



(注) 需要家保護のため、経過措置として料金規制を残す。(需要家は、当面、規制料金も選択できる。)

家庭でも電気の購入先が自由に選べるようになります

- 従来、各家庭は地域の電力会社（関東地方であれば東京電力）から電気を購入。
- 本年4月から制度が変わり、家庭でも電気の購入先の選択が可能になる。
- 本年4月の新制度開始に向け、本年1月頃から事業者の小売営業が本格化。

家庭向け電力販売への参入が想定される事業者



石油元売会社



再生可能エネルギー発電会社



プラントメーカー



通信会社



都市ガス会社・LPガス販売会社



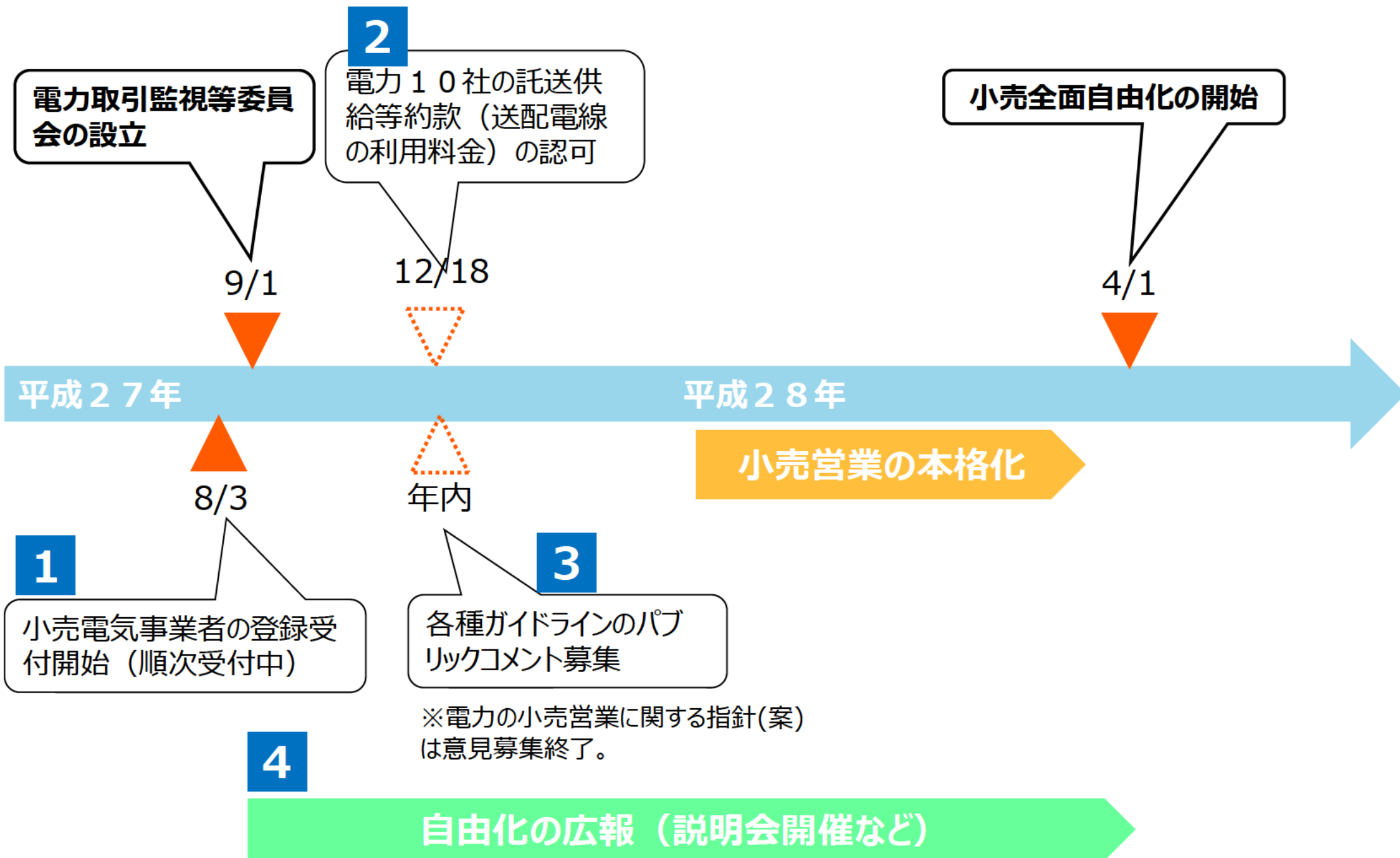
住宅メーカー



鉄道会社

etc.

(参考) 小売全面自由化の実施までのスケジュール



誰から買っても家庭に届く電気の「質」は同じです

- ある発電所で発電した電気は送電線の中で他の発電所で発電した電気と混ざる。
- これは複数の蛇口（＝発電所）からプール（＝送電線）に注がれた水（＝電気）が、プールの中で混ざり合うことと同様。
- 家庭で電気を使う際には、プールで混ざり合った水が水道から出てくることと同様に、どの発電所で発電された電気か区別されずに届けられることになる。

発電

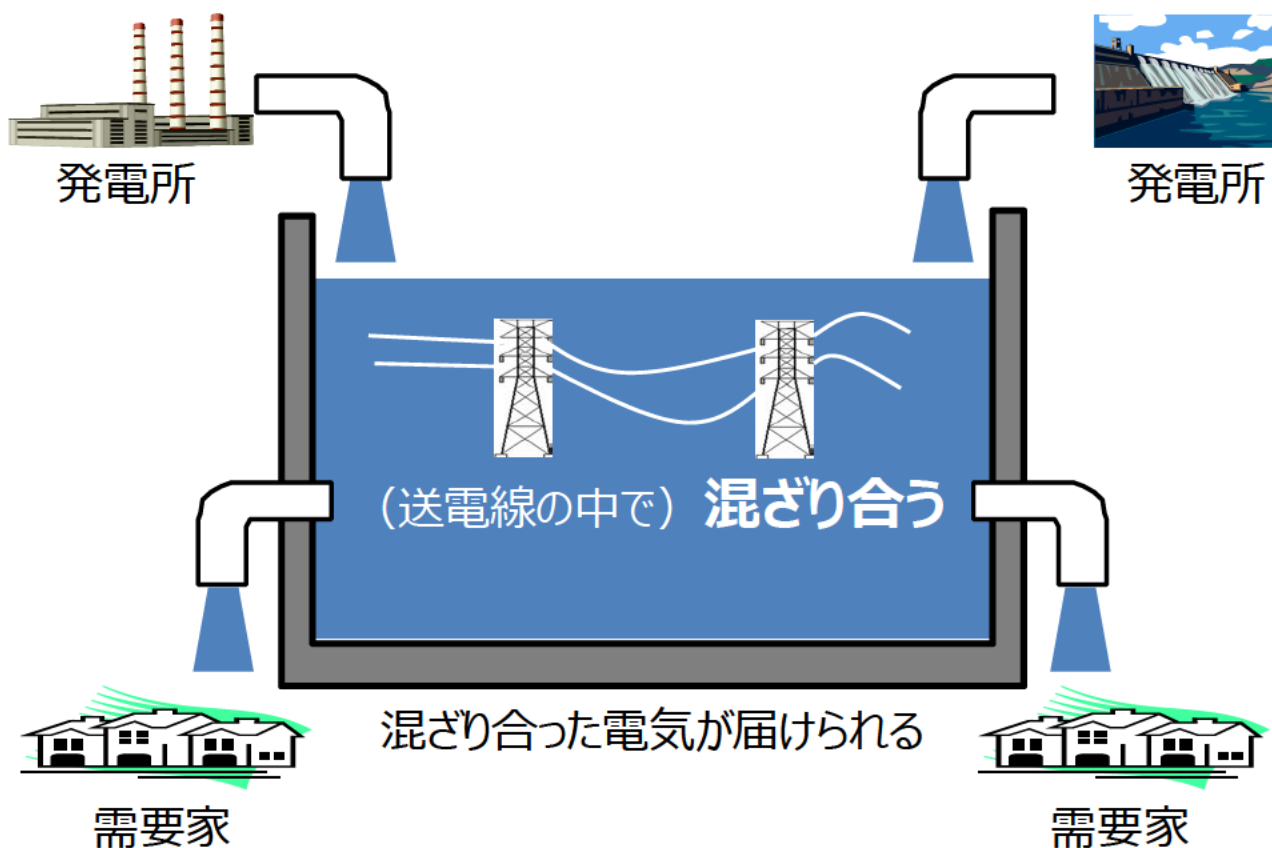
「電気をつくる」

送配電

「電気を運ぶ」

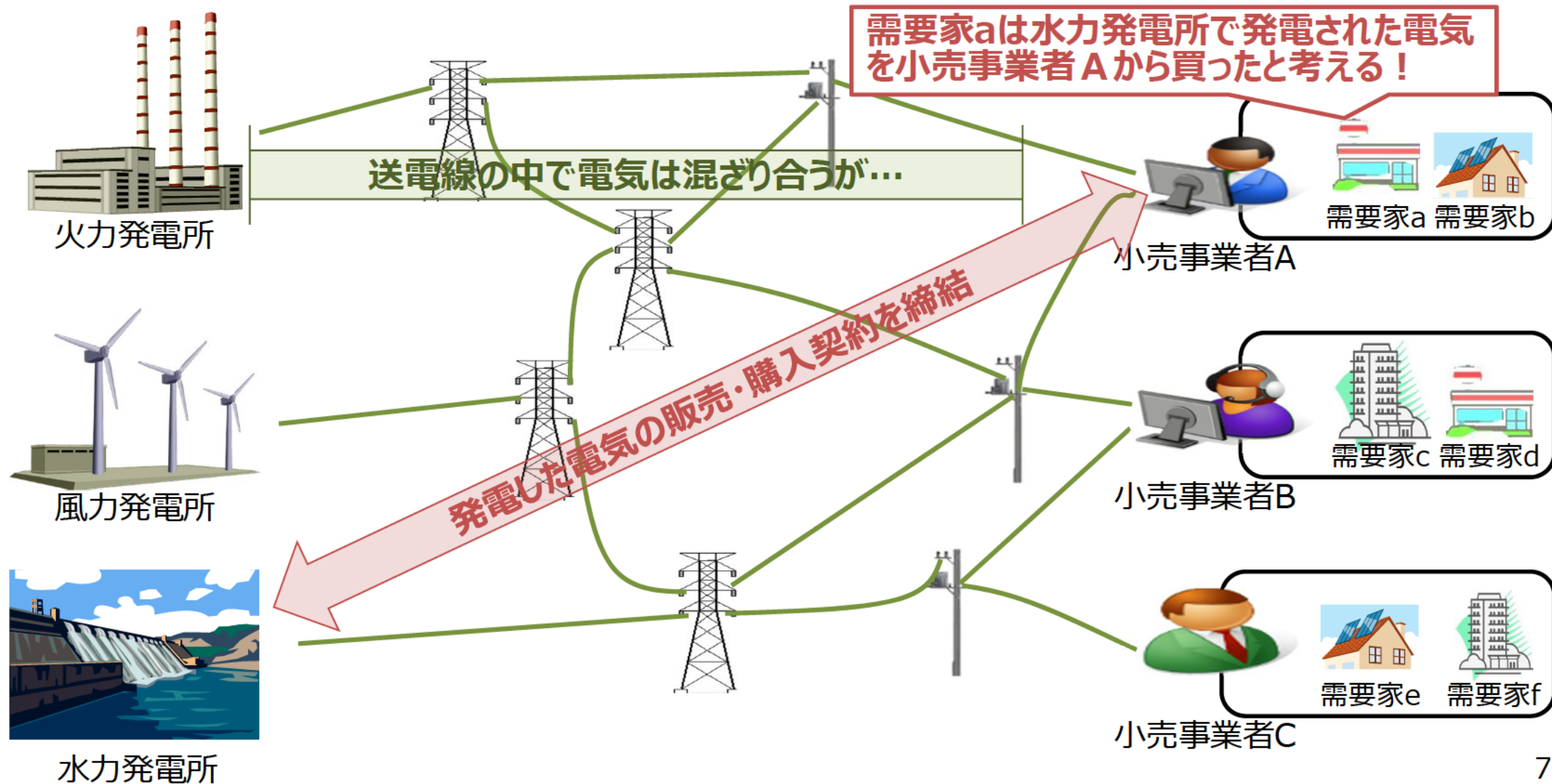
小売

「電気を売る」



電源特性をセールスポイントにしたメニューの設定も可能です

- 小売事業者は、発電所から電気を買って、需要家に（同じ量の）電気を買っている。
- 各地の発電所で発電した電気は送電線の中で混ざり合うが、小売事業者が買った電気がそのまま需要家に供給されていると考える。



多様なメニューから選べるようになります

- 「地元事業者の地産地消の再生可能エネルギーの電気を買う」「生活スタイルにあった料金体系を選ぶ」といったメニューの選択が可能になる。
- また、電気と携帯、電気とガスのセット割引など新サービスの誕生が期待される。

現在



地元の電力会社のメニュー
(規制料金)

事業者が選べず
メニューは限定的

本年4月以降 (イメージ)



地元の電力会社のメニュー
(規制料金・自由料金 (例: 時間帯別メニュー))



「グリーン電気」料金
(再エネXX%)

再生可能エネルギーであっても、国民負担で成り立つ固定価格買取制度 (FIT制度) による費用補填を受けた電気である場合には、「FIT電気」と説明する。



他地域の電力会社のメニュー
(自由料金 (例: 時間帯別メニュー))



通信・ガスなど
他サービスとのセット販売



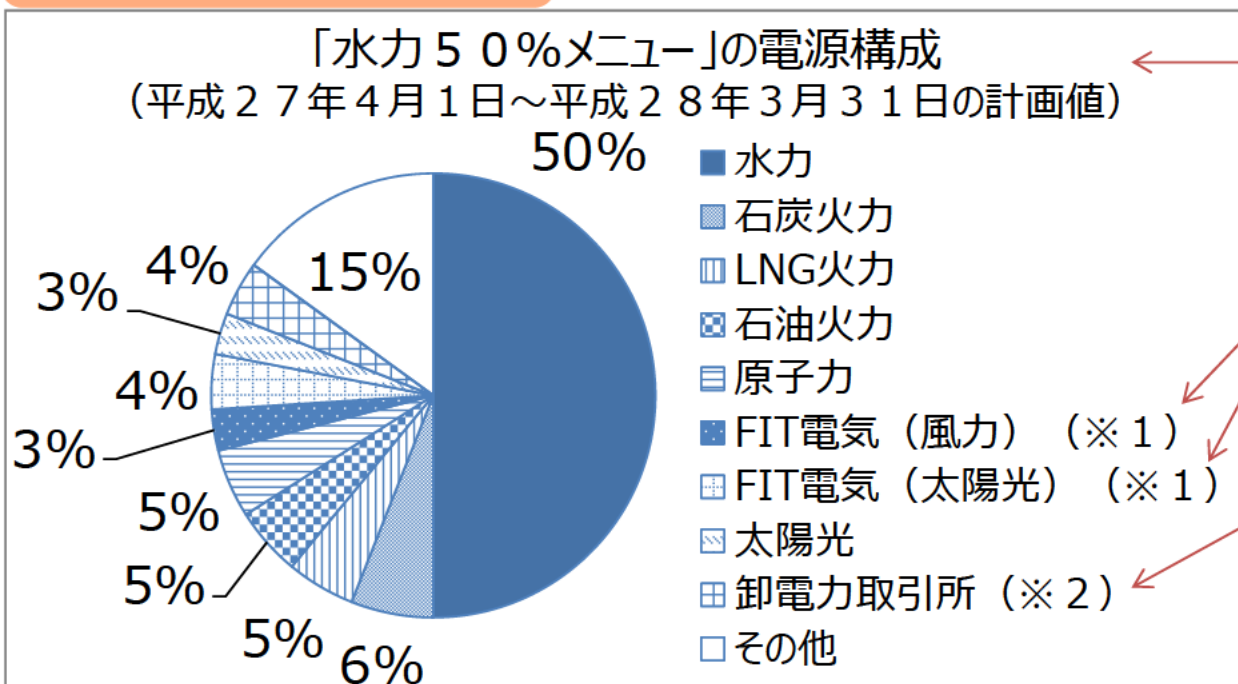
地元事業者が提供する
地産地消メニュー

事業者やメニューを自由に選択できるようになる

電源構成を表示する場合には事業者には適切な情報提供が求められます

- 「水力50%メニュー」など電源構成・電源特性をセールスポイントとしたメニューを販売する事業者は、消費者に対して、その根拠を適切に説明しなければならない。
- そうしたメニューを販売しない事業者であっても、消費者の事業者選択の際の材料とするため、電源構成の表示を「望ましい行為」として推奨する予定。

電源特性の表示の例



(※1) 当社がこの電気を調達する費用の一部は、当社のお客様以外の方も含め、電気をご利用の全ての皆様から集めた賦課金により賄われており、この電気のCO2排出量については、火力発電なども含めた全国平均の電気のCO2排出量を持った電気として扱われます。

(※2) この電気には、水力、火力、原子力、FIT電気、再生可能エネルギーなどが含まれます。

開示対象の情報の算定期間を表示

再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT制度）の対象電源については「FIT電気」として、その他の再生可能エネルギーと区別して表示。

悪天候による再エネ発電の不良を補うための他社からの調達分も整理。

FIT制度は電気を利用する全ての者の負担で成り立つ制度であること、そのため環境価値は国民全体に帰属する旨を説明。

取引所で調達した電気には各種電源によるものが含まれることを説明。

再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT制度）

固定価格買取制度の仕組み



「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」は、再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で買い取ることを国が約束する制度です。電力会社が買い取る費用を電気をご利用の皆様から賦課金という形で集め、今はまだコストの高い再生可能エネルギーの導入を支えています。この制度により、発電設備の高い建設コストも回収の見通しが立ちやすくなり、より普及が進みます。

(出典) 資源エネルギー庁「再生可能エネルギー固定価格買取制度ガイドブック 2015(平成27)年度版」

現在の標準家庭における電気料金

	電気料金 (2015年12月)	(左記内訳)		標準家庭の 使用電力量
		基本料金/最低料金 + 電力量料金 + 燃料費調整額	再エネ賦課金	
北海道電力	7,968	7,558	410	260kWh
東北電力	7,380	6,938	442	280kWh
東京電力	7,518	7,115	458	290kWh
中部電力	7,400	6,980	474	300kWh
北陸電力	7,029	6,610	474	300kWh
関西電力	8,058	7,639	474	300kWh
中国電力	7,575	7,156	474	300kWh
四国電力	7,584	7,165	474	300kWh
九州電力	7,165	6,746	474	300kWh
沖縄電力	8,033	7,560	474	300kWh

※単位は円（使用電力量は除く。）

※「標準家庭における電気料金」とは、多くの家庭が選択する料金メニューに基づく使用量を、当該メニューの契約口数で除した使用量を元に算出したもの。

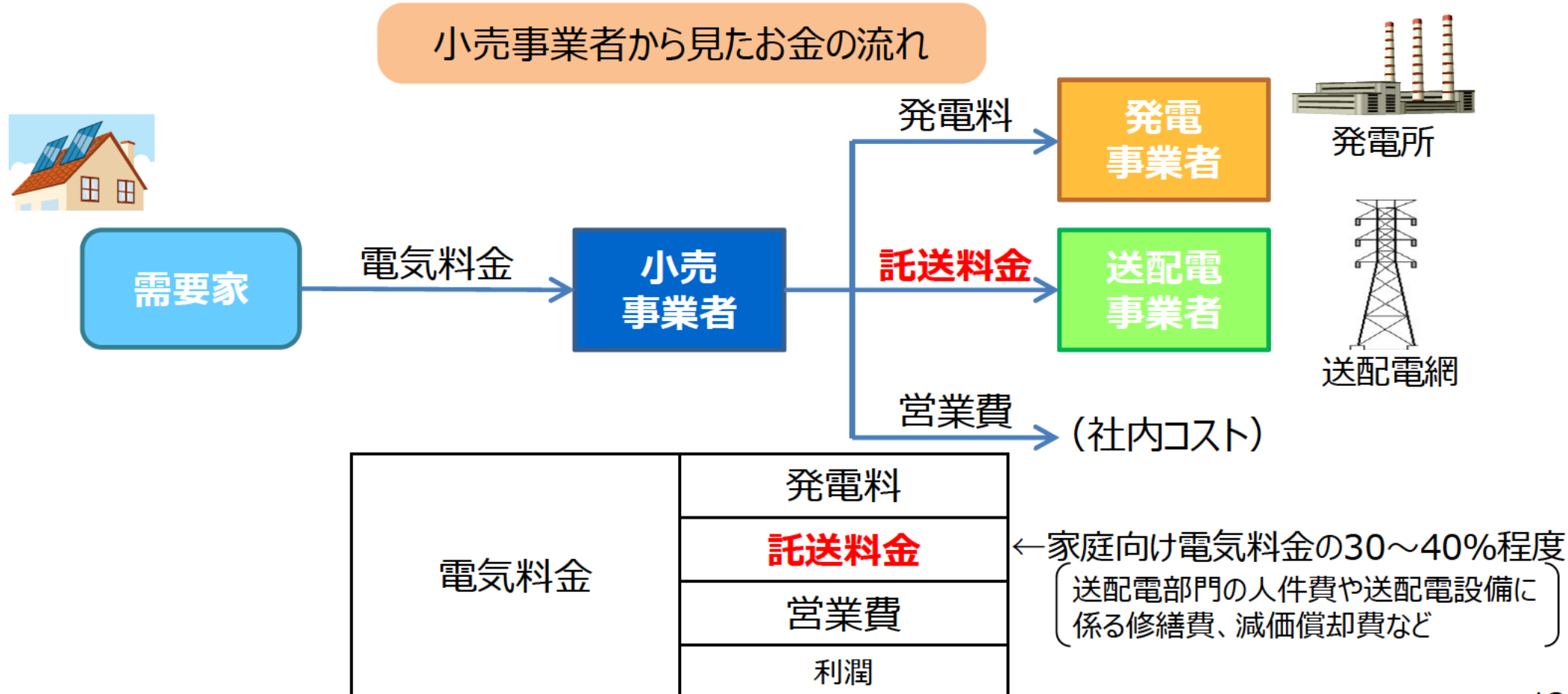
※関西電力（～15kWh）、中国電力（～15kWh）、四国電力（～11kWh）、沖縄電力（～10kWh）には基本料金はなく、（）内の使用電力量までを最低料金として設定。上記以外の電力会社の基本料金は、契約電流30Aの場合の値。

※北海道電力、東北電力、沖縄電力以外は口座振替割引額（54円）あり。

※端数処理により合計した場合などに数値が一致しない場合あり。

(参考) 電気料金の構造

- 小売事業者は、需要家から電気料金を受け取る一方、発電事業者に「電気をつくる」ための費用（発電料）を、送配電事業者に「電気を運ぶ」ための費用（託送料金）を払い、残りを「電気を売る」ための費用（営業費）と利潤に充てている。
- 託送料金は家庭向け電気料金の30～40%程度。



小売自由化によって 8 兆円の市場が開放されます

- 自由化によって、電力会社が独占供給していた約 8 兆円の小売市場が開放。
- 既に自由化されている部分も含め約 1 8 兆円の巨大な自由化市場となる。

自由化部門

(契約：50kW～)



大工場・大オフィス



オフィス・中工場



小工場

規制部門

(契約：～50kW)

新たに自由化される電力市場

市場規模 8. 0 兆円

契約数 一般家庭部門 7, 7 9 5 万件

商店・事業所等 7 1 8 万件



商店



住宅

自由化される電力市場規模・契約数（平成 2 6 年度）

	市場規模 (単位: 億円)	契約数 (単位: 万件)		
		一般家庭 部門	商店、 事業所等	合計
北海道	3,393	363	40	403
東北	7,310	694	81	775
東京	28,275	2,723	198	2,922
中部	10,162	959	106	1,065
北陸	1,903	189	22	212
関西	12,779	1,262	101	1,364
中国	4,686	482	45	527
四国	2,557	253	34	286
九州	7,670	787	84	871
沖縄	1,453	83	6	89
10社計	80,187	7,795	718	8,513

※合計値が合わないのは、四捨五入による。

(出所) 一般電気事業部門別収支計算書、電力調査統計

電気の販売契約を結ぶ際に消費者が注意すべきこと

- 電気を販売する「小売電気事業者」は、販売契約を結ぶ際に、消費者に対し電気料金などを書面を渡して説明をすることが法律上義務付けられている。
- また、契約締結後は、そうした契約内容について記載した書面を消費者に交付することも同じく法律上義務付けられている。

消費者が注意すべきポイント

- ✓ 小売電気事業者の社名や連絡先
- ✓ いつから電気を供給するのか？
- ✓ 契約期間はいつからいつまでか？
- ✓ 契約期間満了後の契約更改手続きはどのようになるのか？
- ✓ 毎月の電気料金はいくらか？どうやって算定するのか？
- ✓ 通常の手続きに加え必要な工事などがある場合、消費者が負担する費用はいくらか？
- ✓ 電気料金の割引がある場合には、それはいくらか？割引の対象期間はいつまでか？
- ✓ 契約期間内に解約する場合の制約はあるのか？解約手数料などは発生しないのか？ など

電気の販売契約を結ぶ際に消費者が注意すべきこと

- 各家庭に電気を販売する「小売電気事業者」は、法律により、国の登録を受けなければ家庭に電気を販売することができない。
- 国の登録受付は既に開始しており、登録を受けた事業者は経済産業省（資源エネルギー庁）ホームページにて確認が可能。

消費者が注意すべきポイント

- ✓ **国の登録を受けた「小売電気事業者」であるか確認しましょう！**
経済産業省ホームページで「登録小売電気事業者一覧」が確認できます。
本委員会トップページ（<http://www.emsc.meti.go.jp/>）の「登録小売電気事業者一覧」をクリック！
- ✓ **契約の内容をきちんと確認しましょう！**
...「電気の使用料はいくらか？」「契約期間は？」「解約時に手数料は必要？」 etc.
小売電気事業者は、法律上、消費者に対し説明する義務があります！
- ✓ **停電など困ったときの連絡先を確認しましょう！**
小売電気事業者は、法律上、消費者の苦情や問合せに応ずる義務があります！

電気の購入先を選ぶときに注意すべきこと（登録事業者一覧：全130社）

現在の主要な新電力事業者（19社）

- ・株式会社F-Power
- ・イーレックス株式会社
（イーレックス・スパーク・マーケティング株式会社）
（イーレックス・スパーク・エリアマーケティング株式会社）
（イーレックス販売3号株式会社）
- ・リエスパワー株式会社
- ・株式会社イーセル
- ・株式会社エネット
- ・日本アルファ電力株式会社
（1）平成27年9月18日イーレックス販売1号株式会社から社号変更 / （2）平成27年9月18日イーレックス販売2号株式会社から社号変更
- ・エネサーブ株式会社
- ・日本テクノ株式会社
- ・中央電力エナジー株式会社
- ・オリックス株式会社
- ・株式会社洸陽電機
- ・サミットエナジー株式会社
- ・王子・伊藤忠エネクス電力株式会社
- ・新日鉄住金エンジニアリング株式会社
- ・丸紅株式会社
- ・丸紅新電力株式会社

LPガス及び都市ガス関係（22社）

- ・須賀川瓦斯株式会社
- ・株式会社サイサン
- ・ミツウロコグリーンエネルギー株式会社
- ・静岡ガス&パワー株式会社
- ・中央セントラルガス株式会社
- ・北海道瓦斯株式会社
- ・大阪瓦斯株式会社
- ・株式会社エネサンス関東
- ・東京ガス株式会社
- ・青梅ガス株式会社
- ・伊藤忠エネクスホームライフ関東株式会社
- ・人間ガス株式会社
- ・イワタニ関東株式会社
- ・イワタニ首都圏株式会社
- ・サーラe エナジー株式会社
- ・株式会社エコア
- ・西部瓦斯株式会社
- ・東邦ガス株式会社
- ・シナノン株式会社
- ・大一ガス株式会社
- ・株式会社いちたかガスワン
- ・太陽ガス株式会社

石油関係（8社）

- ・昭和シェル石油株式会社
- ・東燃ゼネラル石油株式会社
- ・出光グリーンパワー株式会社
- ・プレミアムグリーンパワー株式会社
- ・株式会社新出光
- ・総合エネルギー株式会社
- ・伊藤忠エネクス株式会社
- ・JX日鉱日石エネルギー株式会社

通信・放送・鉄道関係（29社）

- ・エフビットコミュニケーションズ株式会社
- ・株式会社東急パワーサプライ
- ・KDDI株式会社
- ・株式会社中海テレビ放送
- ・ジェイコムグループ（25社）

電力会社の子会社（5社）

- ・株式会社ケイ・オプティコム
- ・ダイヤモンドパワー株式会社
- ・株式会社エネルギー・ソリューション・アンド・サービス
- ・テブコカスタマーサービス株式会社
- ・株式会社シナジアパワー

電力会社は、既に電気を供給するための許可を受けているため、制度上、小売全面自由化と同時に登録事業者とみなされる。

再生可能エネルギー関連など（太陽光等）（16社）

- ・株式会社SEウイングズ
- ・ネクストパワーやまと株式会社
- ・株式会社Loop
- ・荏原環境プラント株式会社
- ・東京エコサービス株式会社
- ・株式会社エヌパワー
- ・株式会社グリーンサークル
- ・株式会社ウエスト電力
- ・一般社団法人神奈川県太陽光発電協会
- ・新エネルギー開発株式会社
- ・株式会社V-Power
- ・大和エネルギー株式会社
- ・株式会社アップルツリー
- ・真庭バイオエネルギー株式会社
- ・株式会社エコスタイル
- ・合同会社北上新電力

その他（31社）

- ・株式会社トラスティールグループ
- ・株式会社ナンワエナジー
- ・にちほクラウド電力株式会社
- ・一般社団法人泉佐野電力
- ・エクレ株式会社
- ・株式会社日本エナジーバンク
- ・株式会社デベロップ
- ・三井物産株式会社
- ・みんな電力株式会社
- ・株式会社サニックス
- ・株式会社コンシェルジュ
- ・株式会社サンエー
- ・株式会社アイ・グリッド・ソリューションズ
- ・リコージャパン株式会社
- ・テス・エンジニアリング株式会社
- ・株式会社イーネットワークシステムズ
- ・伊藤忠商事株式会社
- ・株式会社とんでん
- ・ミサワホーム株式会社
- ・株式会社地球クラブ
- ・川重商事株式会社
- ・株式会社リミックスポイント
- ・大阪いずみ市民生活協同組合
- ・パシフィックパワー株式会社
- ・アーバンエナジー株式会社
- ・鹿児島電力株式会社
- ・パワーシェアリング株式会社
- ・タカギスマートパワー株式会社
- ・株式会社タクマエナジー
- ・株式会社スマートテック
- ・水戸電力株式会社

（2016年1月18日現在）

万が一、悪質な事業者がいたら

例えば・・・

「国の登録を受けていないのに『国の登録を受けた』とって営業をしている事業者がいる」

「『〇〇電力より5%安く電気を売ります』と言われたのに、それより高い料金を請求された」

「『今より安く電気を売るから1年分前金を』と言われて支払って以降、連絡が付かない」

「契約時に説明を受けていない費用について負担を求められた」

「解約を申し出たところ、法外な解約料を請求された」

「解約を申し出たところ、嫌がらせや脅しを受けた」

「『電気と〇〇のセットにすれば安くなる』と言われ、求めている商品がセット販売された」

「苦情や問合せをしてもまともに対応してくれない」 など悪質な事業者がいたら・・・



こちらまで

経済産業省電力取引監視等委員会までご相談下さい！

- 電話：03-3501-5725（直通）（平日 9:30-12:00、13:00-18:30）
- メール：dentorii@meti.go.jp

国民の皆様から多く寄せられるご質問・お問い合わせ①

「自分が住んでる地域で営業している小売事業者はどこか？」

➡ **経済産業省HPに登録事業者一覧を掲載しているので御確認下さい。**

本委員会トップページ (<http://www.emsc.meti.go.jp/>) の「登録小売電気事業者一覧」をクリック！
インターネット閲覧環境にない場合には、専用ダイヤル（0570-028-555）まで。

「新規事業者がない地域では電力会社による今の料金メニューしか選べないのか？」

➡ **本年4月以降、各地域の電力会社は、既存の料金メニューに加え、自由な料金メニュー設定も可能となり、そうしたメニューを選択できるようになることが期待されます。**

「小売事業者が倒産するなど電気の供給元がいなくなった場合はどうになってしまうのか？」

➡ **それによりただちに供給が停止することはありません。**

新たな供給元が見つかるまでの間、これまで供給を受けている電力会社から供給を受けることになります。

「小売事業者が契約している発電所が事故で止まったら供給も止まってしまうのか？」

➡ **小売事業者が電気を調達できない場合、その不足分は一般送配電事業者（電力会社の送配電部門）が補給する制度になっているため、ただちに供給が停止することはありません。**

国民の皆様から多く寄せられるご質問・お問い合わせ②

「電気の供給元を切り替える時には誰に言えばいいのか？」

➡ **新たに供給契約を結ぶ事業者に申し出て下さい。（現在契約を結んでいる電力会社に申し出ていただく必要はありません。）**

「電気の供給元を切り替える時に必要な個人情報などはあるのか？」

➡ **①現在契約を結んでいる電力会社名（＝切り替える前の供給元の名称）、②お客さま番号、③供給地点特定番号、④切替え希望日、が必要になります。**

※本年1月以降の請求時に記載予定

このお知らせは、ご使用場所の電気使用量のお知らせです。また、金融機関やコンビニエンス・ストアでのお支払いには使えません。

電気使用量のお知らせ

ご使用場所 *********

27年 8月分
ご使用期間 7月 2日～ 8月 1日
検針月日 8月 2日 (31日間)

ご使用量 **290kWh**

請求予定金額 **7,724円**
(うち消費税等相当額 **572円**)

上記料金内訳
基本料金 **842円40銭**
電力量料金
・1段料金 **2,331円60銭**
・2段料金 **4,404円70銭**
燃料費調整額 **-258円10銭**
再エネ発電賦課金 **458円00銭**
口座振替割引 **-54円00銭**

ご契約種別 **従量電灯B**

ご契約 **30A**

当月指示数 **4311**
前月指示数 **4021**
差引 **290**
計器乗率(倍)
取替前計量値
計器番号(下3桁) **000**

昨年 8月分は30日間で **290kWh**です。
今月分は1日あたり **3%**減少しています。

燃料費調整のお知らせ (1kWhあたり)
8月(当月)分 **-0円89銭**
翌月分の燃料費調整は、弊社のホームページにてご確認ください。

今月分 振替予定日 **8月13日**
次回検針予定日 **9月2日**

地区番号 **00** お客さま番号 **00000-00000-0-00**
ダミー

***** 様

電気を上手に使用して、
もっと省エネ!

●使っていないお部屋や明るい窓際の照明はこまめに消す習慣を。また、照明器具の明るさは、ホコリや汚れがつくと低下します。こまめなお掃除をお忘れなく。

●熱いものは、冷ましてから冷蔵庫にいれましょう。冷蔵庫も冷凍室も温度の高いものをそのまま入れると、冷蔵庫の消費電力が増加します。

③供給地点特定番号

(今後新たに記載される予定)

※供給を受けようとする需要場所を特定するために各需要家に付される22桁の番号
※ご不明の場合は、その旨を新たに供給契約を結ぶ事業者にお伝えください。

②お客さま番号

お客さま番号
00000-00000-0-00

東京電力株式会社
ダミー(事業所コード000)
お問い合わせ先
(お客様センター)
お引越し、ご契約の変更
0000-00-0000
その他の電気に関するご用件
0000-00-0000

お問い合わせは、下記の電話番号まで
～おかけ間違いにお気をつけください。～
お問い合わせ先/お客様センター
お引越し、ご契約の変更
0000-00-0000
その他の電気に関するご用件
0000-00-0000

東京電力株式会社
ダミー(事業所コード000)

国民の皆様から多く寄せられるご質問・お問い合わせ③

「再生可能エネルギーの電気を選びたいので、電力会社が販売する電気が、何によって発電されているのか（電源構成）を知りたい。」

➡ 再生可能エネルギーが多いなど、電源構成を特徴としたメニューを作ることも可能です。ただし、訴求する情報の根拠（電源構成の算定期間）を適切に示さなければなりません。このほか、消費者が電気の供給元を選択する際の材料とするため、事業者は電源構成の表示を求めていく予定です。

「地産地消のメニューができるようになるというのは本当か？」

➡ 地産地消などのメニューを作ることも可能です。ただし、事業者は消費者に対し、提供するメニューの内容などを説明する義務があります。具体的には、「どこで発電した電気が」「どのような点で地産地消なのか」といったことなどをきちんと説明しなければならないこととされています。

「マンションに住んでいるが、電力会社を選べるようになるのか？」

➡ マンションにお住まいの方も供給元を選べるようになります。ただし、管理組合などを通じてマンション全体で一括して電気の購入契約を締結している場合には、その契約やマンション内の規約などで制限される場合があるので、管理組合にご確認下さい。

国民の皆様から多く寄せられるご質問・お問い合わせ④

「我が家で複数の電力会社から電気の供給を受けることはできるのか？」

➡ 電気の供給契約は需要場所ごと（一般家庭であればご家庭ごと）に結ぶことになるので、一つのご家庭で複数の電力会社から電気の供給を受けることはできません。

「停電した場合には、誰にお問い合わせればよいのか？」

➡ 小売事業者にお問い合わせください。送電線などの設備が原因で停電する場合もあるので、電力会社の送配電部門にお問い合わせ頂くことも可能です。

「本年4月までにどこかの小売事業者と契約しないと電気が使えなくなるのではないか？」

➡ 現在契約している電力会社から引き続き電気が供給されるので大丈夫です。

「たくさんの事業者がいるけど、ちゃんとした事業者は誰か？」

➡ 小売事業者は国の登録を受けなければなりません。
経済産業省HPに登録事業者一覧を掲載しているので御確認下さい。

本委員会トップページ（<http://www.emsc.meti.go.jp/>）の「登録小売電気事業者一覧」をクリック！
インターネット閲覧環境にない場合には、専用ダイヤル（0570-028-555）まで。

国民の皆様から多く寄せられるご質問・お問い合わせ⑤

「知らないうちに高額な解約金を設定されるようなことはないか？」

➡ 小売事業者は契約時に消費者に電気料金や解約条件などを書面を渡して説明することが義務付けられていますので、契約時にご確認下さい。
なお、不当に高額な解約金の設定等は経済産業大臣による是正命令の対象です。

「クーリング・オフはできるようになるのか？」

➡ 自由化後の電気の訪問販売・電話勧誘販売に対するクーリング・オフ制度の対象とする方向で、関係部局と消費者庁において検討中です。

「クーリング・オフ制度」とは？

… 「クーリング・オフ」とは、契約した後、頭を冷やして（Cooling Off）冷静に考え直す時間を消費者に与え、一定期間内（訪問販売・電話勧誘販売については8日間）であれば無条件で契約を解除することができる特別な制度のことをいいます。

「電気の供給元を新規参入者に切り替えると新たに電線を引く必要はないのか？」

➡ 新規参入者に切り替えてもこれまで供給を受けている電力会社の送電線等を使って電気が供給されるため新たに電線を引く必要はありません。

国民の皆様から多く寄せられるご質問・お問い合わせ⑥

「スマートメーターとは何か？」

通信機能を有し、30分単位での検針や遠隔での検針等が可能になる新しい電力量計です。導入することで30分単位の電力使用量が把握でき、ライフスタイルにあった料金メニューの選択が可能となります。



目視による月単位の計量しかできない

従来型のメーター



(ユニット式メーター)

通信機能

計量機能

30分単位の細かな計量や遠隔での計量などができる



スマートメーター

国民の皆様から多く寄せられるご質問・お問い合わせ⑦

「スマートメーターに取り替えたいのだけど・・・」

➡ 各電力会社において計画的に取り替えを進めています。①家庭のエネルギー管理システム（HEMS）設置に伴い早期取替えを希望をする方、②本年4月以降、電気の供給元を変える方、は優先的に設置が行われます。詳細は事業者（①については電力会社の送配電部門、②については小売事業者）にお問い合わせ下さい。

「スマートメーターが付いてないと電気の供給元の切替えはできないのか？」

➡ 従来型のメーターであっても切り替えは可能です。（各電力会社において計画的に取り替えを進めています。）

「スマートメーターに取り替えるためには費用がかかるのか？」

➡ 原則費用はかかりません。（ただし、メーター取り替えに伴う工事に費用がかかる場合があります。）

* その他、本委員会ホームページにQ & Aを掲載しておりますので、そちらも御覧下さい。

（トップページ（<http://www.emsc.meti.go.jp/>）から「小売全面自由化に関するQ & A」をクリック！）

【参考 1】電力小売の営業のルールについて

電力の小売営業に関する指針（案）について

- 小売全面自由化を契機に多様な事業者が参入することを踏まえて需要家保護のために「電力の小売営業に関する指針」を制定する予定。

1. 需要家への適切な情報提供

- (1) 一般的な情報提供
- (2) 契約に先だって行う説明や書面交付
- (3) 電源構成等の適切な開示の方法

2. 営業・契約形態の適正化

- (1) 電事法上問題となる営業・契約形態
- (2) 小売電気事業者の媒介・取次ぎ・代理
- (3) 高圧一括受電や需要家代理モデル
- (4) 小売電気事業者による業務委託

3. 契約内容の適正化

- (1) 不明確な電気料金の算出方法
- (2) 小売供給契約の解除
- (3) 競合相手を市場から退出させる目的での不当に安い価格での小売供給

4. 苦情・問合せへの対応の適正化

- (1) 苦情・問合せへの対応
- (2) 停電に関する問合せ対応

5. 契約の解除手続の適正化

- (1) 需要家からの契約解除時の手続
- (2) 小売電気事業者からの契約解除時の手続

【参考：供給条件の説明義務・書面交付義務の解説】

電力の小売営業に関する指針（案）で定める主な事項

（１）需要家への適切な情報提供

①望ましい行為

- 一般家庭を始め低圧需要家向けの「標準メニュー」を公表すること。
- 平均的な電力使用量における月額料金を例示すること。
- 他社からの切替えの際、既存契約の解除に係る違約金等の発生の可能性を需要家に説明すること。
- 自社のホームページ等で電源構成を開示すること。併せて、CO₂排出係数を記載すること。
 - 1：電源構成開示については、小規模事業者にとって負担となることや、発電事業者から小売事業者に対し電源種別に関する情報提供が必要なことなどに留意が必要。
 - 2：需要家ニーズや事業者の取組状況を注視し、需要家のニーズが高まって事業者の開示の取組が進んでいないなど、市場が適切に機能していないと考えられる場合には、改めて開示のあり方の検討が必要。

②問題となる行為

- ✓ 請求書に記載しないなど、料金請求の根拠となる使用電力量等の情報を需要家に示さないこと。
- ✓ 「当社の電気は停電しにくい」など、需要家の誤解を招く情報提供で自社のサービスに誘導しようとする事。
- ✓ 電源構成を訴求した営業行為を行う場合、電源の割合の計画を示さないことや実績値を事後的に説明しないこと。
- ✓ 地産地消を訴求した営業行為を行う場合、発電所の立地場所や電気の供給地域について十分に説明しないこと。

電力の小売営業に関する指針（案）で定める主な事項

（２）契約内容の適正化

○問題となる行為

- ✓ 不当に高額な違約金等を設定するなど、解除を著しく制約する内容の契約条項を設けること。
- ✓ 解除手続や更新を拒否する手続の方法を明示しないなど、解除を著しく制約する行為をすること。

（３）苦情・問合せへの対応の適正化

①望ましい行為

- 送電線の切断など、送配電要因で停電していることが明らかな場合に送配電事業者がホームページ等を通じて提供する情報を用いて、小売電気事業者が消費者からの相談や問合せに応ずること。
- 原因不明な停電発生時に、ブレーカーの操作方法など消費者に対し適切な助言を行うこと。

②問題となる行為

- ✓ 原因不明な停電に対し、消費者からの問合せに不当に応じないこと。

（４）契約の解除手続の適正化

○問題となる行為

- ✓ 契約解除の申入れが、契約者（需要家）本人からのものであるか、適切な方法で本人確認をしないこと。
- ✓ 需要家の意に反した過度な引き留め営業など、解除の申込みに速やかに応じないこと。
- ✓ 契約解除について、解除予告通知を行うことや最終保障供給・特定小売供給を申し込む方法があることを説明することなどの適切な対応を怠ること。

現行の適正取引ガイドラインについて

- 経産省と公取委が共同で定める「適正な電力の取引についての指針」では、電事法及び独禁法上「問題となる行為」や適正取引の観点から「望ましい行為」を規定。

問題となる行為

望ましい行為

小売分野

- ・ 新規参入者への対抗
- ・ 部分供給料金の不当設定
- ・ 不当な最終保障供給約款
- ・ 不当な違約金、精算金の徴収 等

- ・ 適切な標準メニューの設定・公表 等

託送分野

- ・ 託送供給を受けることを著しく困難にする託送供給料金設定
- ・ 託送供給（・振替供給）における情報の目的外使用の禁止・差別的扱いの禁止
- ・ 適切なコストに基づかないインバランス料金設定 等

- ・ 利用形態を反映した託送供給料金設定
- ・ 託送供給により得られた情報の管理
- ・ 系統運用や系統情報の開示・周知 等

卸売分野

- ・ 卸供給における不当な料金設定
- ・ 余剰電力購入契約の解除・不当な変更
- ・ 卸売事業者（IPPなど）に対する小売市場への参入制限
- ・ 新規参入者への卸売（常時バックアップ）における不当な料金設定 等

- ・ 卸電力取引所の積極的な活用
- ・ 余剰電源の卸電力取引所への入札
- ・ 卸取引所の価格形成の信頼性確保につながる情報の公開 等

他のエネルギーと競合する分野

- ・ 自家発電設備の導入又は増設の阻止
- ・ 自家発電設備を有する需要家に対する不利益等の強要
- ・ 一般電気事業者による電化機器の過剰な普及宣伝活動
- ・ オール電化とすることを条件とした不当な利益の提供 等

- ・ 自家発電設備を系統に連系する場合の技術基準の遵守
- ・ 供給約款等に記載されている事項を適用する際の運用基準の公表 等

適正取引ガイドラインの改正について

- 適正取引ガイドラインは、電力市場を競争的に機能させる観点から改正を行う予定。
(現在パブリックコメント募集中)

適正取引ガイドラインの主な改正事項

(1) 卸売分野

①望ましい行為

- インサイダー情報に関する社内管理体制を構築すること。

②問題となる行為

- ✓ 常時バックアップについて供給量の一定割合（特高・高圧は3割程度、低圧は1割程度）が確保されるような配慮を行うこと。
- ✓ インサイダー情報（市場価格に影響を及ぼす発電所事故情報等）を開示せず取引すること。
- ✓ 相場操縦（市場価格の釣り上げ等）を行うこと。

(2) 小売分野

①望ましい行為

- 小売事業者が需要家への請求書等に託送供給料金相当の支払金額を明記すること。

②問題となる行為

- ✓ 引っ越し等により新たな供給先を探している需要家に対し、送配電事業者が自社の小売部門だけを紹介すること。
- ✓ 需要家の切替えを行うスイッチング支援システムにおいて、全ての小売事業者を公平に取り扱わないこと。

【参考 2】電力システム改革について

電力システム改革の目的

1

安定供給を確保する

震災以降、多様な電源の活用が不可避な中で、送配電部門の中立化を図りつつ、需要側の工夫を取り込むことで、需給調整能力を高めるとともに、広域的な電力融通を促進。

2

電気料金を最大限抑制する

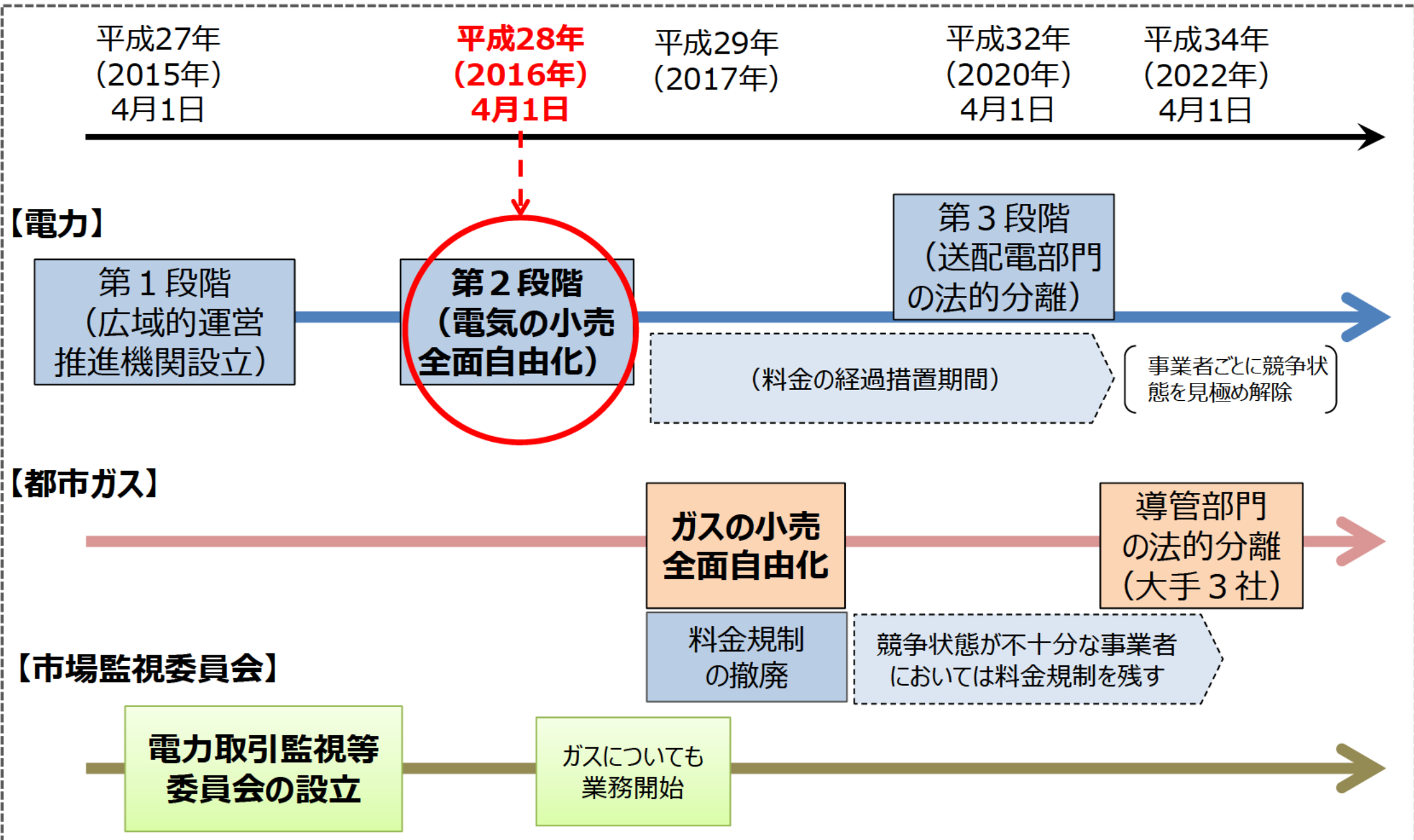
競争の促進や、全国大で安い電源から順に使う（メリットオーダー）の徹底、需要家の工夫による需要抑制等を通じた発電投資の適正化により、電気料金を最大限抑制。

3

需要家の選択肢や事業者の事業機会を拡大する

需要家の電力選択のニーズに多様な選択肢で応える。また、他業種・他地域からの参入、新技術を用いた発電や需要抑制策等の活用を通じてイノベーションを誘発。

エネルギーシステム改革の全体スケジュール



広域的運営推進機関の設立（2015年4月）

- 震災時、西日本で電力が余っているにもかかわらず、東日本では不足する事態を経験。
- 地域を越えた電気のやりとりを容易にし、災害時等に停電を起こりにくするとともに、全国大の送電網の増強等を実施していくことが必要。
- そのための司令塔として、2015年4月に「電力広域的運営推進機関」を全電気事業者が加入義務がある認可法人として創設済み。電気事業者に対して融通の指示などを行う。



【広域的運営推進機関が行った融通指示】

①2015年4月8日

東京電力管内で気温低下等による需要増加に対応するため、東北電力と中部電力に融通を指示。

②2015年9月26日

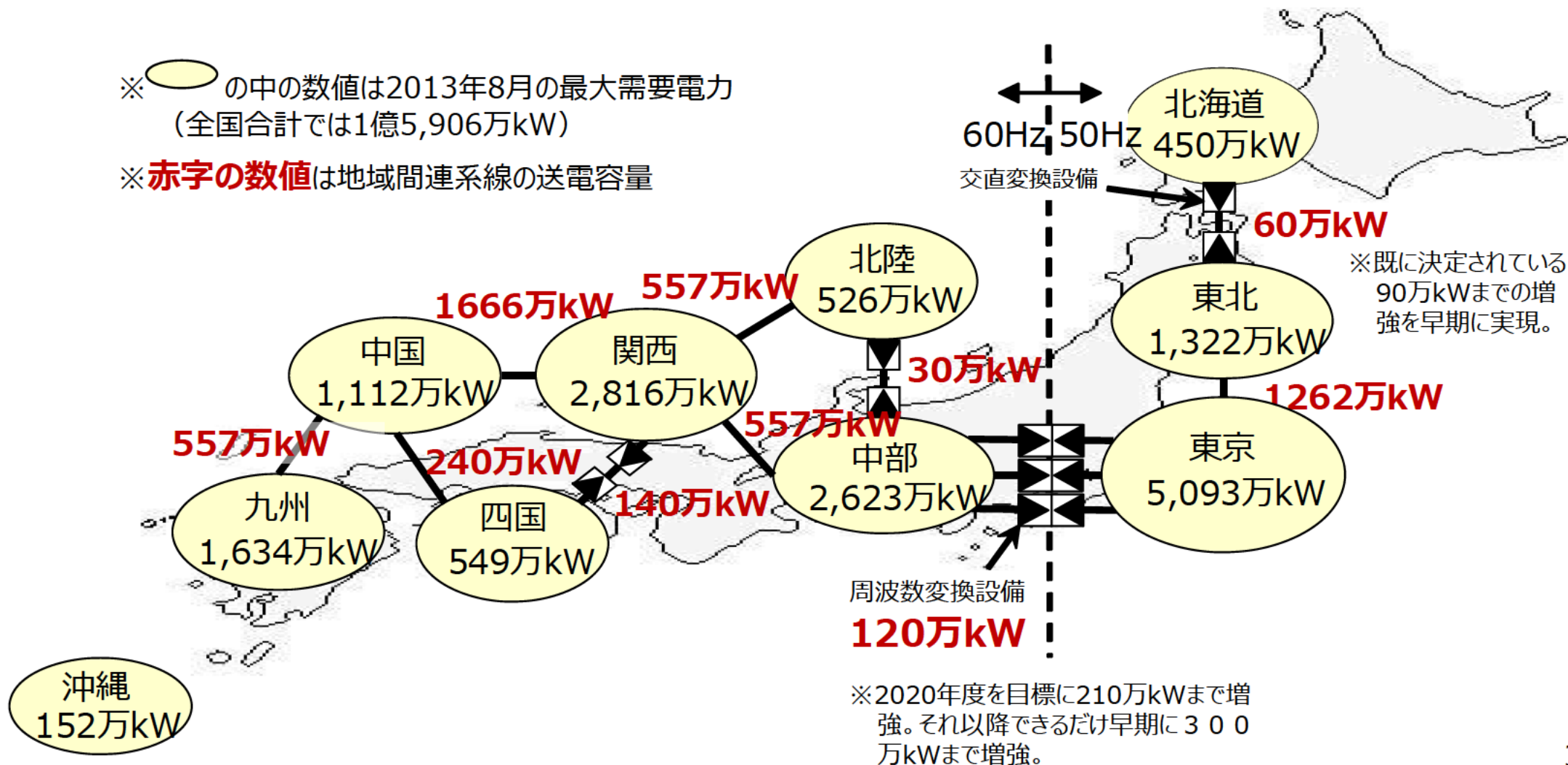
四国電力管内で気温上昇等による需要増加に対応するため、中国電力に融通を指示。

我が国の送配電網

- これまで、電力会社の供給エリアごとに送配電網が整備されてきた。
- このような歴史的経緯から、エリア間の「地域間連系線」や、東日本と西日本とを繋ぐ周波数変換設備（FC）の容量が小さい

※ ○ 中の数値は2013年8月の最大需要電力
（全国合計では1億5,906万kW）

※ **赤字の数値**は地域間連系線の送電容量



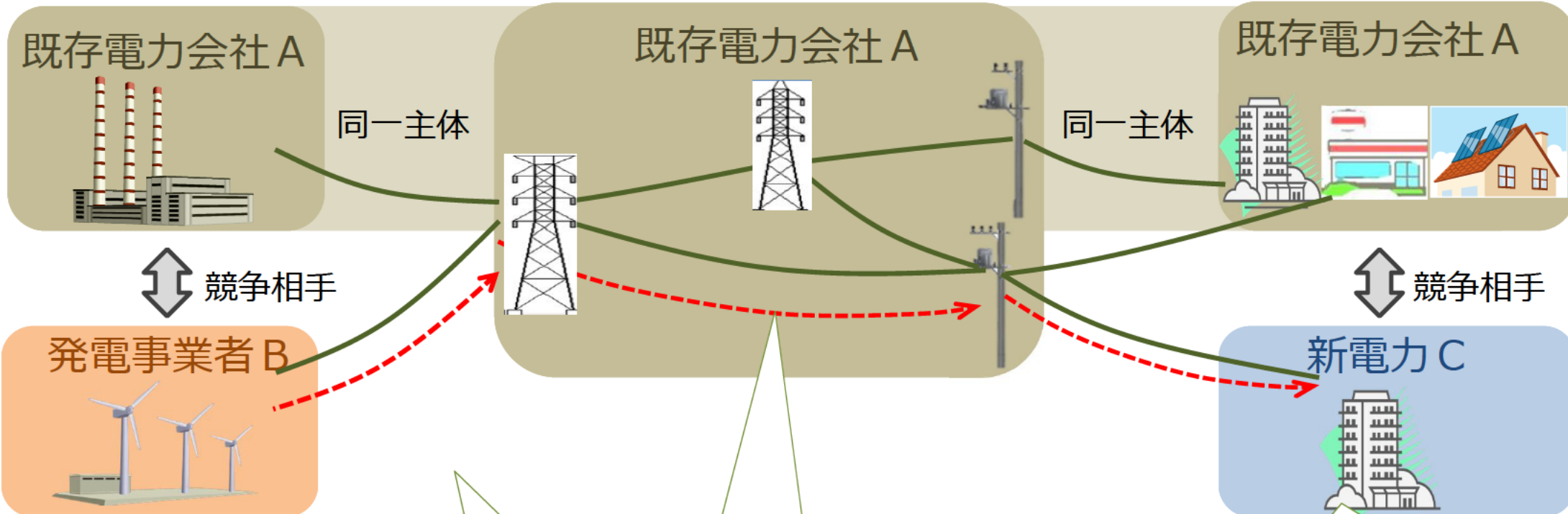
送配電部門の中立化

- 誰でも公平・平等に送配電網を利用できるように、送配電部門を独立（発送電分離）。
- 主要な先進国においても、小売の全面自由化の際には発送電分離が通例。
- 2020年4月1日に、送配電部門は発電・小売部門とは別会社化（法的分離）。

発電（競争部門）

送配電（独占の規制部門）

小売（競争部門）



中立性を損なう
問題の例

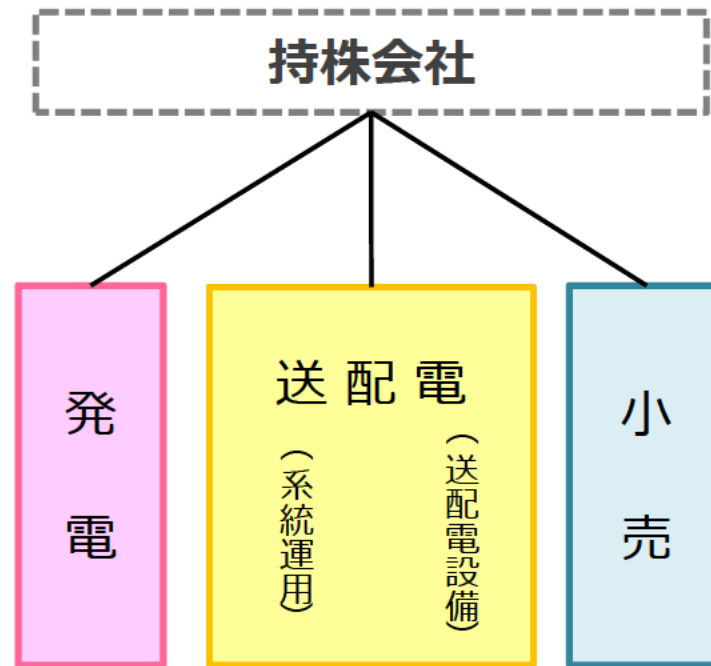
① 自社の発電所の
接続を優先

② 送配電部門の利用
ルールが公平に適用
されない

③ 送配電事業で知り得た
情報を自社営業に目的
外利用

発送電分離の実施（2020年4月）

- 2020年4月には送配電ネットワーク部門を中立化。誰でも自由かつ公平・平等に送配電ネットワークを利用できるようにし、電力市場における活発な競争を実現。
- 「法的分離」は、発電・小売事業と送配電事業の兼業を原則禁止するが、他方、持株会社形式など送配電事業者との資本関係は許容する現実的な方式。

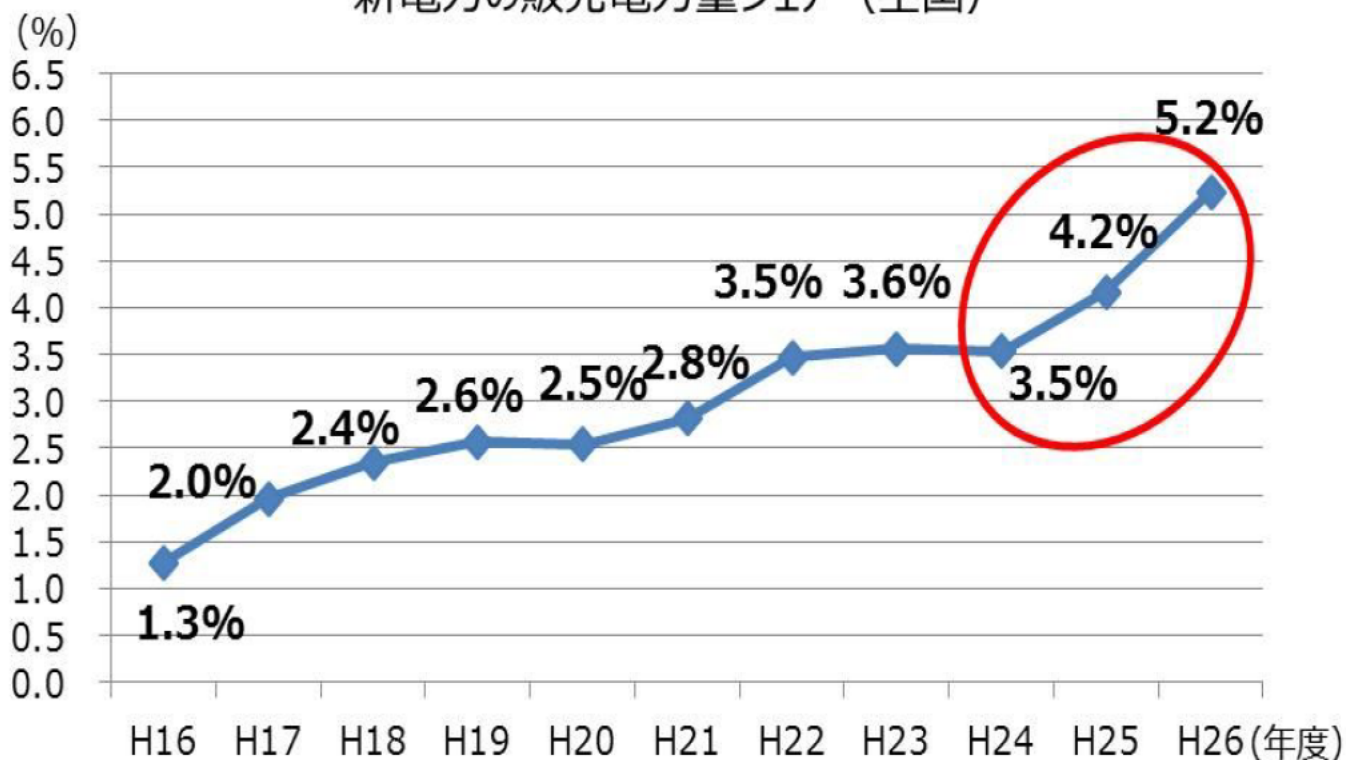


※発電会社、小売会社は同一会社とすることも可能

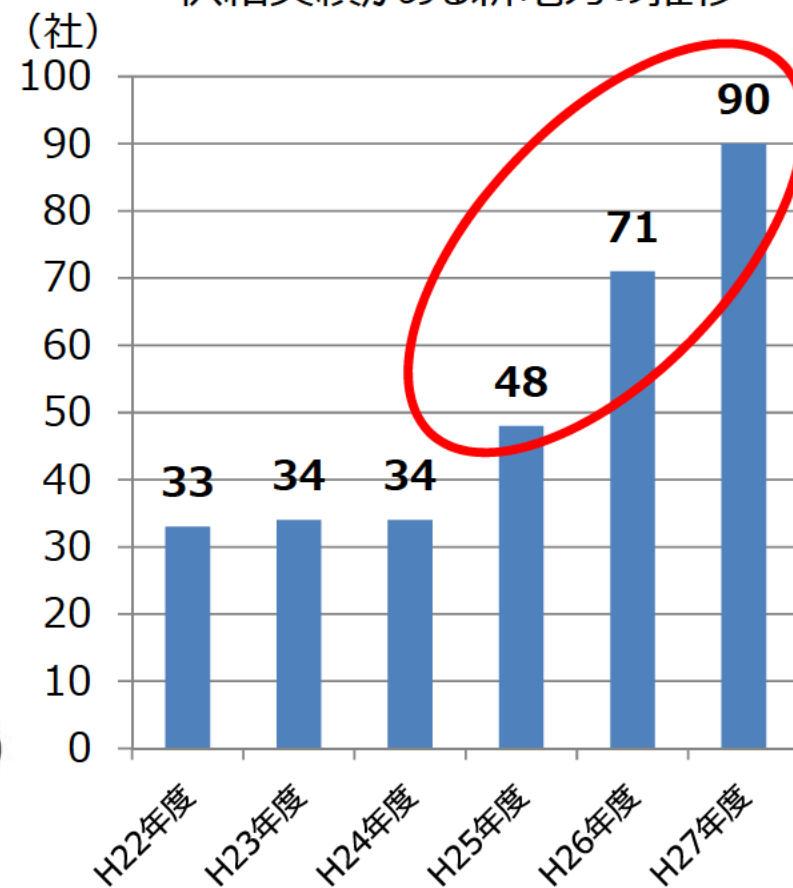
電力市場における競争の拡大（自由化部門における競争活性化）

- 震災後、新電力の販売力量シェア及び供給実績のある新電力の数は急増。
- 大口部門における競争活性化により全面自由化の効果拡大が期待される。

新電力の販売電力量シェア（全国）



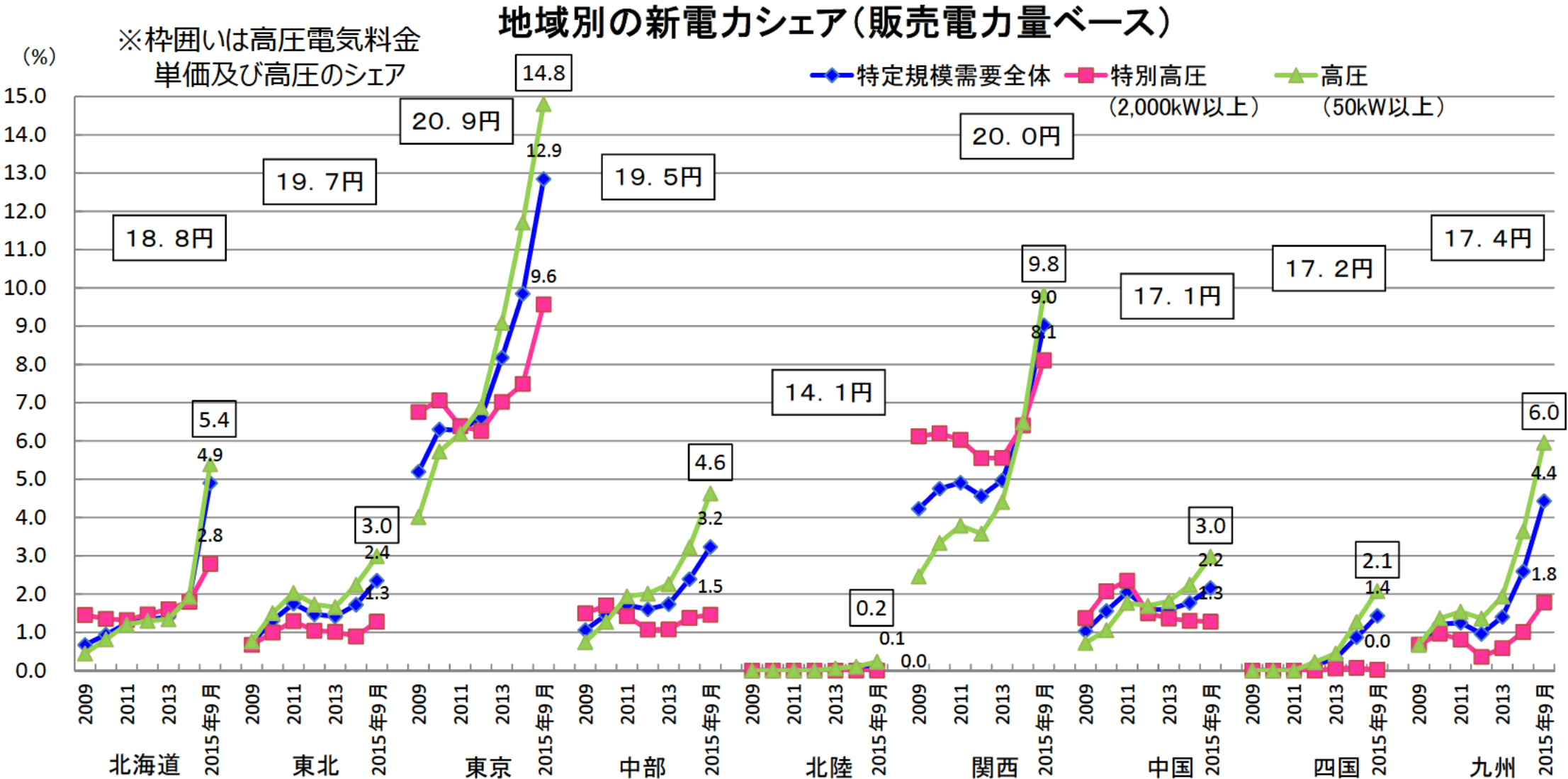
供給実績がある新電力の推移



(注) H27年度は8月時点の社数

地域別の新電力シェア

- 地域別では、東京電力及び関西電力管内において新電力のシェアが高く、足元では北海道や九州でも新電力のシェアが伸びている。

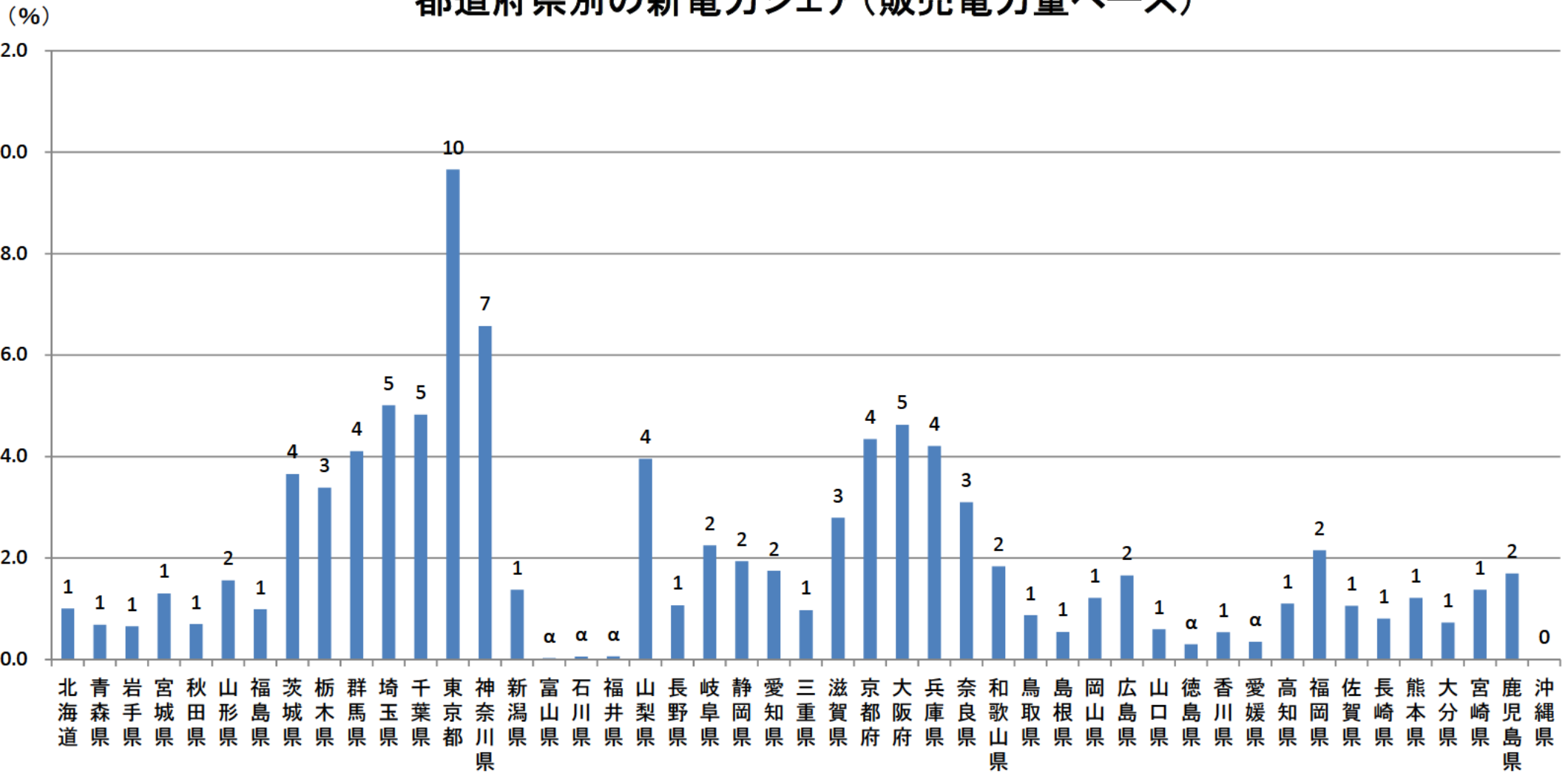


(注)単価は2015. 第1四半期(4-6)時点

都道府県別の新電力シェア

- 新電力のシェアを都道府県別に見ると、東京が10%と全国で最も高く、神奈川をはじめとする関東や、大阪をはじめとする近畿の府県が上位を占めている。

都道府県別の新電力シェア(販売電力量ベース)



(注)αは実績が1%に満たないもの。